

健康保険証廃止に伴う配置技術者の雇用関係の確認方法について

令和7年11月28日

大崎市総務部財政課

マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行が行われないことから、令和7年12月2日以降、健康保険証により雇用関係を確認することができなくなります。

つきましては、令和7年12月2日以降、入札契約手続における配置技術者の雇用関係については、下記により確認しますのでご承知ください。

記

1 配置技術者との雇用関係の確認書類

原則として、次のうちのいずれかを提出してください。

- (1) 監理技術者資格証の写し（建設工事）
- (2) 市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
- (3) 健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書の写し
- (4) 所属会社の雇用証明書の写し
- (5) その他上記に準ずる資料（上記の書類が提出できない場合）
 - ア 給与所得の源泉徴収票
 - イ 給与の支払い証明書
 - ウ 後期高齢者医療被保険者証
 - エ その他雇用が確認できる公的書類

2 提出にあたっての注意事項

個人情報保護の観点から、書類に記載されている金額、番号、配置予定技術者以外の者の記載については、マスキング（黒塗り）して提出してください。

3 適用

令和7年12月2日以降に入札執行する工事（業務）から適用します。